

平成20年 第4回 築上町議会定例会会議録（第5日）

平成20年12月17日（水曜日）

議事日程（第5号）

平成20年12月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第97号 平成20年度築上町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第2 議案第98号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第99号 平成20年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第100号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第101号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第102号 築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第103号 築上町上城井地区多目的集会施設条例及び築上町農村広場条例を廃止する条例の制定について
- 日程第8 議案第105号 町道路線の変更について
- 日程第9 陳情第2号 2009年度教育条件整備について
（追加議案）
- 日程第10 議案第108号 平成20年度築上町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第11 発議第7号 築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第12 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第97号 平成20年度築上町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第2 議案第98号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第99号 平成20年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第100号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第101号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第102号 築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第103号 築上町上城井地区多目的集会施設条例及び築上町農村広場条例を廃止する条例の制定について

日程第8 議案第105号 町道路線の変更について

日程第9 陳情第2号 2009年度教育条件整備について

(追加議案)

日程第10 議案第108号 平成20年度築上町一般会計補正予算(第8号)について

日程第11 発議第7号 築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第12 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員(19名)

1番 首藤萬壽美君	2番 塩田 文男君
3番 工藤 久司君	4番 塩田 昌生君
5番 田原 宗憲君	6番 丸山 謙弘君
7番 西畑イツミ君	8番 西口 周治君
9番 有永 義正君	10番 田村 兼光君
11番 成吉 熏奎君	12番 吉元 成一君
14番 武道 修司君	15番 平野 力範君
16番 中島 英夫君	17番 繁永 隆治君
18番 田原 親君	19番 信田 博見君
20番 宮下 久雄君	

欠席議員(1名)

13番 岡田 信英君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君 主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
会計管理者	田原基代孝君	総務課長	吉留 正敏君

財政課長	渡邊 義治君	企画振興課長	加来 篤君
人権課長	竹本 正君	住民課長	遠久 隆生君
税務課長	椎野 義寛君	福祉課長	吉留 久雄君
産業課長	中野 誠一君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	久保 澄雄君
会計課長	川崎 道雄君	商工課長	西村 好文君
環境課長	出口 秀人君	農委事務局長	後田 幸政君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長	吉田 一三君
監査室長	吉留 康次君	審議官	白川 義雄君

午前10時00分開議

議長（成吉 燾奎君） おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから議事に入ります。

・ ・

日程第1．議案第97号

議長（成吉 燾奎君） 日程第1、議案第97号平成20年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第97号平成20年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金、水道ビジョン等の計画策定委託料減額、下城井小学校の屋上全面防水工事等が主なものですが、一部反対意見があり、採決した結果、賛成4人、反対1人で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 燾奎君） 御苦労さまでございました。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第97号平成20年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、重機借上料、水道整備工事、下小山田地区の治山工事、初任研事業等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（成吉 燾奎君） 御苦労さまでございました。

次に、総務常任副委員長。

総務常任副委員長（信田 博見君） 議案第97号平成20年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、所管について慎重に審査した結果、地方税等減収補てん臨時交付金、東九州コミュニティ会社出資金、トイレ改修設計委託費、固定資産評価データ変換業務委託等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 燦奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燦奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 97号議案の平成20年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、委員会でも反対しましたので、反対討論にいたします。

すべての補正予算に反対するものではありませんが、後期高齢者医療制度が来年4月から改正されます。そのためのシステム改修の補正が上がっています。小手先の見直しではなく、一度廃止して、社会保障や医療制度そのもののあり方を考えるべきです。これが反対する理由です。

議長（成吉 燦奎君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燦奎君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第97号について採決を行います。議案第97号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 燦奎君） 起立多数です。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2．議案第98号

日程第3．議案第99号

日程第4．議案第100号

議長（成吉 燦奎君） お諮りします。日程第2、議案第98号平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第4、議案第100号の築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてまでは、厚生文教常任委員会への補正議案の付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燾奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号から議案第100号まで、一括して委員長の報告を行うこととなりました。

それでは、議案第98号から議案第100号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第98号平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、退職被保険等医療給付金負担金、嘱託員報酬の組み替え補正等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第99号平成20年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、医療費の精算に伴う一般会計への繰出金が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第100号平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、後期高齢者医療保険制度改正に伴うものが主なものですが、一部反対意見があり、採決した結果、賛成4人、反対1人で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 燾奎君） 御苦労さまでございました。

日程第2、議案第98号平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燾奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燾奎君） これで討論を終わります。

これより議案第98号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第98号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燾奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3、議案第99号平成20年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燦奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燦奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 99 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 99 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燦奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 99 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 4、議案第 100 号平成 20 年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燦奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（7 番 西畑イツミ君） 委員会で反対いたしましたので、反対理由を述べます。

平成 20 年度築上町後期高齢者医療特別会計補正（第 3 号）についてですが、75 歳の誕生日で後期高齢者医療制度に加入させられます。そのため、月の途中で 75 歳になる人の手続が多くて、職員が大変な思いをしております。臨時を入れて仕事量を減らすことは賛成ですが、大もとの後期高齢者医療制度のあり方をもう一度考え直すべきです。後期高齢者医療制度を一度廃止して、抜本的にやり直すべきと考えておりますので、それが反対理由です。

議長（成吉 燦奎君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燦奎君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第 100 号について採決を行います。議案第 100 号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 燦奎君） 起立多数です。よって、議案第 100 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 101 号

議長（成吉 燦奎君） 日程第5、議案第101号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第101号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、産科医療補償制度の創設に伴う条例改正ですが、一部反対の意見があり、採決した結果、賛成4人、反対1人であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 燦奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燦奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 同じく、この議案も委員会で反対いたしました。

反対理由といたしまして、産科医療補償制度そのものは必要ですので賛成しますが、この制度の対象が通常出産にもかかわらず子供が脳性麻痺になったケースに限られております。出産が通常とみなされないケースや障害が脳性麻痺以外のケース、妊婦が医療事故の被害を受けたケースなどは対象にならないなど、問題点があります。

よって、この条例の一部改正する条例の制定については反対いたします。

議長（成吉 燦奎君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燦奎君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第101号について採決を行います。議案第101号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 燦奎君） 起立多数です。よって、議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第102号

議長（成吉 燦奎君） 日程第6、議案第102号築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務常任副委員長。

総務常任副委員長（信田 博見君） 議案第102号築上町分担金徴収条例の一部を改正する条

例の制定について、本案について慎重に審査した結果、治山事業実施に伴う条例改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 燦奎君） 御苦労さまでございました。

これより副委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燦奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燦奎君） これで討論を終わります。

これより議案第102号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第102号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燦奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7．議案第103号

議長（成吉 燦奎君） 日程第7、議案第103号築上町上城井地区多目的集会施設条例及び築上町農村広場条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第103号築上町上城井地区多目的集会施設条例及び築上町農村広場条例を廃止する条例の制定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 燦奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燦奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燦奎君） これで討論を終わります。

これより議案第103号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第103号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燾奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8・議案第105号

議長（成吉 燾奎君） 日程第8、議案第105号町道路線の変更についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第105号町道路線の変更について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 燾奎君） 御苦労さまでございました。

次に、総務常任副委員長。

総務常任副委員長（信田 博見君） 議案第105号町道路線の変更について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 燾奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燾奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燾奎君） これで討論を終わります。

これより議案第105号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第105号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燾奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9・陳情第2号

議長（成吉 燾奎君） 日程第9、陳情第2号2009年度教育条件整備についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 陳情第2号2009年度教育条件整備について、本案に

ついて慎重に審査した結果、原案のとおり採択すべきものと決定しました。

議長（成吉 燾奎君） 御苦労さまでございました。

次に、総務常任副委員長。

総務常任副委員長（信田 博見君） 陳情第2号2009年度教育条件整備について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり採択すべきものと決定しました。

議長（成吉 燾奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燾奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燾奎君） これで討論を終わります。

これより陳情第2号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燾奎君） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで追加議案です。

お諮りします。日程第10の議案第108号平成20年度築上町一般会計補正予算（第8号）についてから、日程第12の常任委員会の閉会中の所掌事務調査については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燾奎君） 異議なしと認めます。よって、日程第10の議案第108号の平成20年度築上町一般会計補正予算（第8号）についてから、日程第12の常任委員会の閉会中の所掌事務調査については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第10 議案第108号

議長（成吉 燾奎君） 日程第10、議案第108号平成20年度築上町一般会計補正予算（第8号）について議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第108号平成20年度築上町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町一般会計補正予算（第

8号)を別紙のとおり提出する。平成20年12月17日、築上町長新川久三。

議長(成吉 燦奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第108号は、平成20年度築上町一般会計補正予算(第8号)についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額97億7,289万8,000円にそれぞれ449万3,000円を増加し、歳入歳出予算の総額を97億7,739万1,000円と定めるものでございます。

内容は、これは椎田社会福祉センター「自愛の家」と築城社会福祉センターのボイラーの改修工事費等を計上させていただいておるところでございます。財源は米軍の再編交付金ということで、一応充てがえておるところです。

本来なら、補正予算の当初に入れる予定でございましたけれども、設計段階中であり、額がちょっと若干足りないよという連絡を受けておりました、ようやく煮詰まりまして、当初は570万ほど、それぞれ一応充てがえておりましたけれども、200万強、両方とも足りないというふうなことで、今回449万3,000円を一応設計の目鼻がつきまして計上させていただいたところでございます。

よろしく御承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長(成吉 燦奎君) それでは、これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 燦奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 燦奎君) これで討論を終わります。

これより議案第108号について採決を行います。本案に対する議案第108号は決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 燦奎君) 議案第108号は可決することに決定いたしました。

次に進みます。

日程第11、発議第7号

議長(成吉 燦奎君) 日程第11、発議第7号築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。江本局長。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第7号築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、標記の規則案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成20年12月17日、提出者、築上町議会議員宮下久雄、賛成者、同議会議員信田博見、同じく田原親、同じく吉元成一、同じく丸山謙弘、同じく田原宗憲、以上です。議長（成吉 燾奎君） それでは、提案理由の説明を宮下久雄議員にお願いいたします。宮下議員。

議員（20番 宮下 久雄君） 地方自治法の一部を改正する法律が施行されまして、それに伴い法第100条第12項に、議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができるとの規定が新たに設けられました。このことにより、議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するものであります。

なお、詳細につきましては、10月24日の全員協議会で説明がなされております、その内容でございます。

よろしく御審議、お願いいたします。

議長（成吉 燾奎君） 御苦労さまでございました。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燾奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燾奎君） これで討論を終わります。

これより発議第7号について採決を行います。発議第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燾奎君） 異議なしと認めます。発議第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12．常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（成吉 燾奎君） 日程第12、常任委員会の閉会中の所掌事務調査について議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から、別添のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 燾奎君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出の

とおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

・

議長（成吉 燦奎君） これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

これで平成20年第4回築上町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員